

長野市景観賞の見直しについて

1 団体の活動の取り扱いについて

(1) 現状

○条例第 29 条第 2 項

市長は、優れた景観の形成に貢献していると認める団体等を顕彰することができる。

○要綱第 2

顕彰の対象となる建築物等及び団体等は、次の各号に掲げる建築物等及び団体等で、良好な景観の形成上特に優れていると認めるものとする。

(2)まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体等

○選考要領

(1)景観賞

魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているもの

・選考要素

- ① デザイン、色彩など、周辺の景観に対して配慮されているもの
- ② 積極的な緑化など、地域環境の向上に貢献しているもの
- ③ オープンスペースの提供など、地域社会に対して配慮されているもの
- ④ 長野の歴史、文化などに対して配慮されているもの
- ⑤ 長野市民の誇りとなりうるもの
- ⑥ 耐久性、技術力、創造性など考慮されたもの
- ⑦ 地域の優れた景観形成に大きく影響を与えたもの
- ⑧ 継続的に使用されている、または管理がされているもの

○募集リーフレット等

まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体

・十分な活動実績がある団体や、継続性・発展性が期待できる団体

(2) 課題

①どのような団体を表彰するのか不明確

活動の対象・成果として「優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物等」が存在する団体を表彰するのか、活動のみの団体でも表彰するのかが不明確である。

②成果のない団体も表彰するのか不明確である。

(3) 事務局見解

①応募する方も手間をかけているので、表彰対象を明確にする必要がある。

②景観賞は、施主、団体等を顕彰するだけでなく、作品を市民に見ていただき、啓発する目的があることから、団体の活動対象や成果としての建築物等が存在し、市民がいつでも見ることができる必要がある。

③公費を支出する賞である以上、市民が納得するような活動の成果及び活動実績並びに継続性及び発展性が必要である。

(4) 見直し (案)

○選考要領

従来	(1)景観賞 魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているもの ・選考要素①～⑧
----	--



見直し後	(1)景観賞 <u>(ア)魅力的な景観を形成する上で総合的に優れている建築物等</u> <u>(イ)活動の対象又は成果としての建築物等が魅力的な景観を形成する上で総合的に優れているとともに、十分な活動実績があり、継続性及び発展性が認められる団体等</u> ・選考要素①～⑧
------	---

○募集リーフレット等

従来	まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体 ・十分な活動実績がある団体や、継続性・発展性が期待できる団体
----	--



見直し後	まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っており、その活動の対象又は成果としての建築物、工作物等が良好な景観を形成しているとともに、十分な活動実績があり、継続性及び発展性が期待できる団体
------	---

2 表彰作品数・記念品について

(1) 現状

- 実施要領及び選考要領の規定により 5 作品以内を選考して表彰している。
- 実施要領の規定により、受賞者には、賞状の他、記念品として盾及び銘板を授与している。

(2) 課題

- 平成 29 年度以降の表彰作品が 3 年続けて 3 作品であるので、表彰作品数の検討が必要ではないかと考えられます。
- 現在は、賞状の他、記念品として盾及び銘板を授与しているが、財政事情を考慮して今後の記念品の在り方について検討が必要ではないかと考えられます。